の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号に規定する非課税適用確認書をいう。以下第十八条の十五の五まで及び第十八条の十五の九において同じ。）」を加え、「第三十七条の十四第五項第八号」を「第三十七条の十四第五項第十号」に、「又は非課税口座簡易開設届出書の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項」を「に記載された整理番号又は法第三十七条の十四第七項の規定により提供を受けた整理番号（当該提出者が同条第二十八項又は第二十九項の規定の適用を受けたものである場合には、これらの規定の適用に係る法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する際に同号に規定する未成年者口座開設届出書に添付して提出された同項第七号に規定する未成年者非課税適用確認書又は同項第八号に規定する未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号）」に改め、同号イ及びロを削り、同項第三号中「が提出された」を「の提出がされた」に改め、同号イ中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定」に改め、「同じ。）」の下に「、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」を加え、「（同日の属する勘定設定期間内の各年に限る。）」を削り、「及び累積投資勘定」を「、累積投資勘定及び特定累積投資勘定」に改め、同号ロ中「（ロにおいて「提出年」という。）」及び「（当該提出年の翌年一月一日の属する勘定設定期間内の各年に限る。）」を削り、「及び累積投資勘定」を「、累積投資勘定及び特定累積投資勘定」に「提出がされた」を「提出がされた」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項を同条第十五項とし、同条第十一項の次に次の三項を加える。

12　第四項の規定は、施行令第二十五条の十三第二十九項第二号に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四項第一号中「第二十五条の十三第二十九項第二号」とあるのは「第二十五条の十三第二十九項第三号及び第四号中「非課税管理勘定」とあるのは「特定非課税管理勘定」と読み替えるものとする。

13　第五項の規定は、施行令第二十五条の十三第二十九項第三号（同条第三十項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第五項第一号中「第二十五条の十三第十項第二号」とあるのは「第二十五条の十三第二十九項第三号」と、「同項第二号」とあるのは「同項第三号」と、同項第三号中「第三十七条の十四第五項第一号」とあるのは「第三十七条の十四第五項第六号」と、「非課税管理勘定」とあるのは「特定非課税管理勘定」と、同項第四号中「非課税管理勘定」とあるのは「特定非課税管理勘定」と読み替えるものとする。

14　第五項の規定は、施行令第二十五条の十三第二十九項第四号（同条第三十項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第五項第一号中「第二十五条の十三第十項第二号」とあるのは「第二十五条の十三第二十九項第四号」と、「同項第二号」とあるのは「同項第四号」と、同項第三号中「同号イ⑵」とあるのは「同項第六号ハ⑵」と、「未成年者非課税管理勘定」とあるのは「継続管理勘定」と、「第三十七条の十四第五項第一号」とあるのは「第三十七条の十四第五項第六号」と、「係る非課税管理勘定」とあるのは「係る特定非課税管理勘定」と、同項第四号中「非課税管理勘定」とあるのは「特定非課税管理勘定」と読み替えるものとする。

第十八条の十五の三第三十項中「第三十七条の十四第十八項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第十三項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「を提出する」を「の提出をする」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四第十八項」を「第三十七条の十四第十三項」に、「又は累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項第五号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十一項中「第三十七条の十四第二十項」を「第三十七条の十四第二十一項」に改め、同項第一号中「を提出した」を「の提出をした」に改め、同項第二号中「又は非課税口座簡易開設届出書の第十二項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項」を「に記載された整理番号又は第十五項第二号に規定する提供を受けた整理番号」に改め、同項第四号中「又は累積投資勘定の年分及び当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定の年分」に改め、同項第五号中「若しくは累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定」に改め、同項第六号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十二項中「第三十七条の十四第二十一項」を「第三十七条の十四第十六項」に改め、同項第一号中「を提出する」を「の提出をする」に、「法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書（同項第一号に規定する継続適用届出書」を「継続適用届出書提出者（法第三十七条の十四第五項第二号に規定する継続適用届出書提出者」に、「第三十六項並びに第十八条の十五の五第一号、第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九」を「第三十三項」に改め、「の提出をしたもの」を削り、「法第三十七条の十四第二十七項に規定する帰国」を「同条第二十二項第一号に規定する帰国」に、「第三十六項第六号」を「第三十三項第六号」に、「第三十八項第二号」を「第三十五項第二号」に、「第三十七条の十四第二十七項に規定する出国」を「第三十七条の十四第二十二項に規定する出国」に、「第三十六項及び第三十七項」を「第三十四項及び第三十五項」に改め、同項第四号中「又は累積投資勘定の年分及び当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定の年分」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十三項中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第十八項」に改め、同項第一号中「を提出した」を「の提出をした」に改め、同項第二号中「又は非課税口座簡易開設届出書の第十二項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項」を「に記載された整理番号又は第十五項第二号に規定する提供を受けた整理番号」に改め、同項第六号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、「及び当該非課税口座廃止通知書に記載すべき第十三項第三号イ又はロに掲げる期間の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める勘定設定期間の区分」を削り、同項を同条第三十四項とし、同条第三十三項中「第三十七条の十四第二十五項」を「第三十七条の十四第二十項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十五項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第二十項に規定する財務省令」に改め、同項第二号中「の第十二項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項」を「に記載された整理番号」に改め、同項第五号イ中「第十二項第三号イ」を「第十五項第三号イ」に改め、同号ロ中「第十二項第三号ロ」を「第十五項第三号ロ」に改め、同号ハ中「第十三項第三号」を「第十六項第三号」に改め、同項第六号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同項第七号中「第三十七条の十四第二十四項」を「第三十七条の十四第十九項」に、「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十五項中「第三十七条の十四第二十六項第一号及び第二号」を「第三十七条の十四第二十一項第一号及び第二号」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第二十一項」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四第二十五項」を「第三十七条の十四第二十項」に、「第十二項第二号イ又はロ」を「第十五項第二号」に、「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十六項中「第三十七条の十四第二十七項第一号に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第二十二項第一号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「継続適用届出書の提出（法第三十七条の十四第二十七項に規定する提出をいう。以下この項及び第十八条の十五の九において同じ。）をする者」を「継続適用届出書提出者」に改め、同項第二号中「継続適用届出書の提出をする者」を「継続適用届出書提出者」に、「第三十七条の十四第二十二項第一号」を「第三十七条の十四第二十項第一号」に改め、同項第四号中「継続適用届出書の提出をする者」を「継続適用届出書提出者」に、「又は累積投資勘定に係る勘定設定期間」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同項第六号中「継続適用届出書の提出をする者」を「継続適用届出書提出者」に、「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に改め、同項第七号及び第八号中「継続適用届出書の提出をする者」を「継続適用届出書提出者」に改め、同項を同条